



塩尻市
Shiojiri City

おくやみ ハンドブック

おくやみサポートコーナーの予約
【電子申請予約】



市民課くらしの相談係

死亡記載戸籍の発行は、

- ☐ 月 日 以降です。
☐ 本籍地の市町村へお尋ねください。

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

塩尻市では、ご家族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、わかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様になんらかのお役に立てば幸いです。

塩尻市役所 0263-52-0280

事前準備について

塩尻市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認していただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

おくやみサポートコーナーの予約

おくやみサポートコーナーは電子申請（表紙の二次元コードを読み取る）または電話予約となります。

詳細は4ページ「予約方法について」をご覧ください。



STEP 2

各種手続きの確認

該当手続きについてチェックリストで確認し、詳しい説明は各種手続きページをご覧ください。

STEP 3

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物」及び各種手続きページに記載の持ち物をご確認ください。

STEP 4

委任状について

住民票及び戸籍証明書の取得、世帯主変更の手続きを委任できる委任状が48ページにあります。必要な場合はご利用ください。

STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、塩尻市役所へお越しください。

※おくやみサポートコーナーの予約をしなくても手続きは可能ですが、その場合はご自身で手続きを確認していただき各担当課の窓口をまわっていただくことになります。

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 年金証書
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
 - ※加入者が亡くなり葬祭を行った場合、葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 福祉医療費受給者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

本人確認書類について

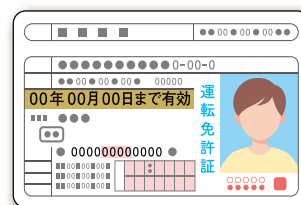
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 等

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。





塩尻市役所 庁舎周辺のご案内

チェックリスト

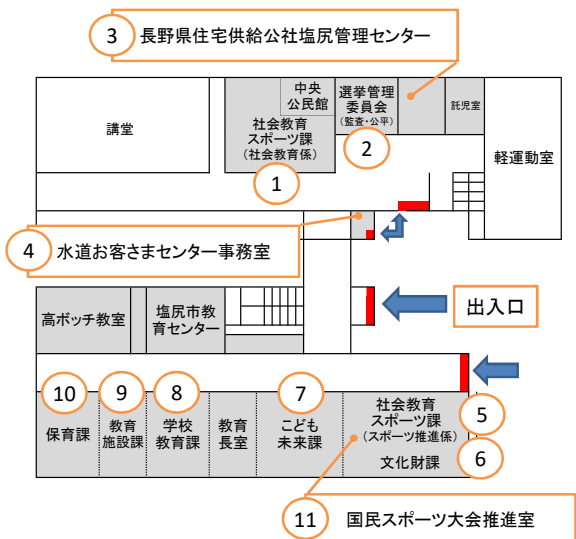
各種手続

委任状

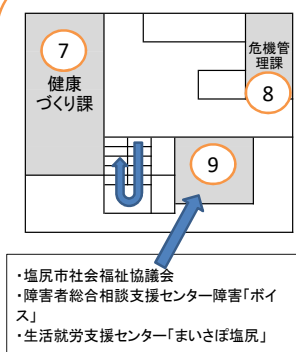
市役所外の主な手続

相続について

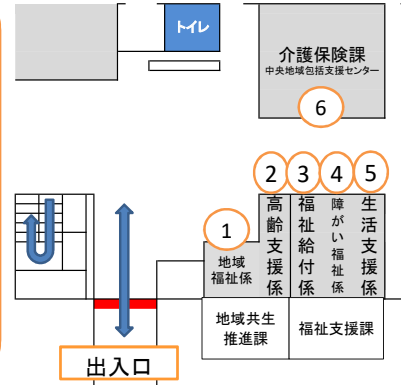
総合文化センター 1階



保健福祉センター 2階



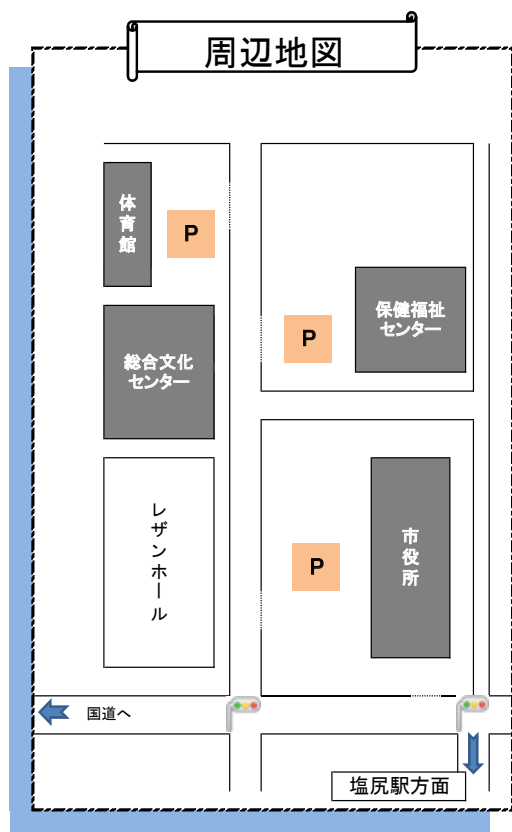
保健福祉センター 1階



市役所 本庁舎 1階



周辺地図



市役所 本庁舎 3階

・デジタル戦略課・企画課・財政課
・公共施設マネジメント課・総務人事課・秘書広報課

市役所 本庁舎 4階

議会事務局

市役所 本庁舎 5階

議会傍聴席・売店・食堂

2025. 4. ~

おくやみサポートコーナーのご案内

塩尻市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみサポートコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

※おくやみサポートコーナーを予約できるのはお亡くなりになった方が塩尻市民の場合です。

おくやみサポートコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。



●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名等基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。
(※手続きの種類によっては書類の記載をお願いする場合があります。)

●手続きに必要な住民票や戸籍証明をその場で取得できます

住民票は同一世帯の方、住民票除票は手続きする方、戸籍証明書は直系の親族の方が請求できます。それ以外の方が来庁する場合は委任状（48ページ）が必要です。
戸籍証明について、本籍地が塩尻市以外の場合も取得が可能です。ただし委任状を使つての請求はできません。

●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

希望日の5営業日前までにご予約ください。

次のいずれかの方法で予約してください。

●電子申請

- ① 右の二次元コードをスマートフォン等で読み取る。
- ② 画面の指示にしたがって申請する。



●電話予約

電話番号：**0263-52-0280** 内線 1196

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

担当：塩尻市役所本庁舎1階市民課くらしの相談係

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認していただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	3人以上世帯の世帯主だった	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9-10
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11-12
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.13
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.14
	☐	農業者年金を受給していた	
	☐	年金等受給権者死亡の際の手続について	P.15-16
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.17
	☐	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた・固定資産を持っていた	P.18
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.19-20
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.21
	☐	介護保険料を納付していた	
高齢者	☐	高齢者世帯タクシー利用料金助成券を利用していた	P.22
	☐	寝台タクシー利用料金の助成を受けていた	
	☐	緊急通報装置レンタル料等助成事業を利用していた	P.23
	☐	配食見守りサービスを利用していた	P.24
	☐	介護用品券を受給していた	
	☐	はいかい探索機器を市から借りていた	P.25
	☐	訪問理美容利用券を使ってサービスを受けていた	
福祉(障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.27
	☐	家族に療育手帳または身体障害者手帳を交付されている人がおり、保護者欄に亡くなられた方が記載されている場合	
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.28

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障がい）	☐	特別障害者手当を受給していた	P.28
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.29-30
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.31
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.31-32
	☐	福祉医療費受給者証を交付されていた（障がい）	P.33
	☐	障害者タクシー利用料金助成券を利用していた	
	☐	障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用していた	P.34
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.35
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
市営住宅	☐	名義人が亡くなり同居人が引き続き居住する	P.36
	☐	名義人以外の方が亡くなり世帯員が引き続き居住する	
	☐	退去する（ひとり世帯または世帯全員転居する場合）	P.37
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.38
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.39
	☐	福祉医療費受給者証を交付されていた（子ども）	P.40
	☐	福祉医療費受給者証を交付されていた（ひとり親）	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.41
その他	☐	クリーンセンターへのごみの搬入	P.42
	☐	道路、水路用地等を占用していた	
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.43
	☐	東山霊園聖地の使用者だった	
	☐	犬の飼い主だった	P.44
	☐	農地を所有していた	
	☐	山林を所有していた	P.45

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカードを持っていた

手続 カードの廃止

手続詳細

亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。

カードの返却は任意となります。（返却義務はありません。）

※相続等の手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがあるため、しばらくの間は保管することをお勧めします。



期 限

なし

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

問い合わせ先

市民課市民窓口係
本庁1階 ①番窓口
☎ 0263-52-0771
(マイナンバー専用)

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続詳細

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。

同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。



期 限

なし

手続可能な人

どなたでも可

必要なもの

問い合わせ先

市民課市民窓口係
本庁1階 ①番窓口
☎ 0263-52-0280
(内線 1123、1124)

3人以上世帯の世帯主だった

手続 世帯主の変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方が、3人以上世帯の世帯主だった場合、世帯主変更が必要になります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続に来る方の本人確認書類 ☐ 同一世帯員以外の方が手続する場合のみ:委任状(48ページ)	市民課市民窓口係 本庁1階 ①番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 1123、1124)

MEMO

2. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続 ① 資格確認書及び各種認定証の返却

手続詳細	期 限
資格確認書及び各種認定証を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	—
必要なもの	手続可能な人 どなたでも可
□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書 □ 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等お持ちの場合） □ 国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書	問い合わせ先 市民課国保年金係 本庁1階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772



手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられ、葬祭を行ったときは、喪主（葬祭執行者）の方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が、加入していた健康保険組合等から葬祭費を給付された場合は、申請できません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続可能な人 喪主（葬祭執行者）
□ 喪主の方の通帳またはキャッシュカード	問い合わせ先 市民課国保年金係 本庁1階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772

手続 ③ 相続人代表者及び還付口座の届出

手続詳細	期 限
相続人の方の中で代表をお決めいただき、保険税の精算や書類の受取をお願いするものです。	一
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	市民課国保年金係 本庁 1 階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772

MEMO

2. 保険に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 資格確認書及び各種認定証の返却

手続詳細	期 限
資格確認書及び各種認定証を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	—
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 ☐ 亡くなられた方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等 お持ちの場合)	市民課国保年金係 本庁1階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772



手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられ、葬祭を行ったときは、喪主（葬祭執行者）の方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続可能な人
	喪主（葬祭執行者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主の方の通帳またはキャッシュカード	市民課国保年金係 本庁1階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772

手続 ③ 誓約書兼振込口座届

手続詳細	期 限
相続人の方の中で代表をお決めいただき、保険料の精算や書類の受取をお願いするものです。 また、被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に振込先の変更ができます。	—
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	市民課国保年金係 本庁 1 階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772

手続 ④ 相続人による送付先変更届の提出

手続詳細	期 限
お亡くなりになられた後に発送される給付に関する各種書類（高額療養費や高額介護合算等に関するもの等）の送付先を、相続人の方のご住所に変更いただくものです。	—
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	市民課国保年金係 本庁 1 階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772

3. 年金に関する手続

国民年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なりますので、市民課国保年金係へお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 15～16 ページに記載の「年金等受給権者死亡の際の手続について」をご確認ください。	市民課国保年金係 本庁1階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772

厚生年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なりますので、市民課国保年金係へお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 15～16 ページに記載の「年金等受給権者死亡の際の手続について」をご確認ください。	市民課国保年金係 本庁1階 ③番窓口 ☎ 0263-52-0772 松本年金事務所 ☎ 0263-25-8100

共済年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なりますので、事前に各共済組合へお問い合わせください。	—
	手続可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 15～16 ページに記載の「年金等受給権者死亡の際の手続について」をご確認ください。	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、ご遺族の方は住所地のJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	—
	手続可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できるもの（住民票の写しまたは除籍抄本等） ☐ 未支給年金、死亡一時金がある場合は、亡くなられた方と請求者の続柄を確認できる、戸籍謄本等	農業委員会事務局 本庁2階 ⑨番窓口 ☎ 0263-52-0810 松本ハイランド農協 塩尻支所 ☎ 0263-53-4783 洗馬農協 ☎ 0263-52-0108

年金等受給権者死亡の際の手続について

1 国民年金、厚生年金、共済組合から年金を受給されていた方

年金受給者がお亡くなりになった場合、生計同一であったご親族は、お亡くなりになった月までの年金を請求することができます。

未支給の年金を受けるべき者の順位は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹及びこれらの方以外の三親等内の親族となります。

(1) 請求先…請求される方のお住まいのお近くにある年金事務所

ただし、請求される方のご住所が塩尻市内にある方は、塩尻市役所市民課国保年金係でお手続可能な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(2) お持ち（準備）いただくもの

□ 年金証書（亡くなられた方のもの）

（年金証書を紛失してしまった方はお申し出ください。）



□ 戸籍（除籍）謄（抄）本または法定相続情報一覧図【原本】

（死亡者と請求者の身分関係を明らかにできるもの。）

□ 世帯全員の住民票【原本】（請求される方のもの）

※請求される方のマイナンバーを提示・記入していただくと、添付は不要です。

（本籍、世帯主名、続柄の記載あるもの。住所のある市区町村役場で取得してください。）

□ 預金通帳（請求される方の名義のもの）

（未支給年金がある場合に振り込まれる口座です。「フリガナ」が記載された部分のコピーが必要です）

□ マイナンバーカード（請求される方のもの）

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の①と②を持参してください。

①マイナンバーを確認できる書類：個人番号の表示のある住民票、マイナンバー通知カード

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カード等

※マイナンバーで請求されない場合、世帯全員の住民票【原本】を持参してください。

□ 生計同一関係に関する申立書

（死亡者と請求者の住所（住民票）が異なる場合に必要です。）

【留意事項】

○住民票、戸籍（除籍）謄本もしくは抄本の請求等について

・住民票は原則として、同一世帯の方しか請求することができません。住民票の必要な方と別世帯の方が請求される場合は委任状が必要です。

・戸籍（除籍）謄本もしくは抄本は原則として、本人または配偶者、直系の親族（子、父母、孫、祖父母）の方しか請求することができません。代理の方が請求される場合は委任状が必要です。

・取得された住民票、戸籍の原本の返却を希望される場合はお申し出ください。

お問い合わせ先

- ・戸籍や住民票に関すること
- ・年金に関すること

市 民 課

市民窓口係
国保年金係

電話 (0263) 52-0280 (代)

内線 1121 ~ 1124

内線 1125 ~ 1128

2 共済年金、年金基金、恩給を受給されていた方

- (1) 亡くなられた方が**共済年金**（公務員共済や学校共済、警察共済等）のみを受給していたときは、各共済組合へ直接ご確認をいただき、手続をお願いいたします。
- (2) 亡くなられた方が**国民年金基金・厚生年金基金**を受給していたときは、各基金へ直接ご確認をいただき、手続をお願いいたします。
- (3) 亡くなられた方が軍人恩給等の**恩給**を受給していたときは、総務省恩給局へ死亡の届出をお願いいたします。この届出は電話でできます。

→恩給相談専用電話（03）5273-1400

3 遺族年金の請求となる場合

- 手続に必要な書類については、事前に年金事務所へご確認をお願いします。
その際、亡くなられた方の基礎年金番号の分かる書類をご準備ください。
- 請求者ご本人が年金事務所へ手続に行くことができない場合は、委任状が必要となります。
- 相談窓口は混み合いますので、お手続の際は事前予約をお勧めします。

お問い合わせ先

- 松本年金事務所 お客様相談室
住所 〒390-8702
松本市鎌田 2-8-37
電話 0263-25-8100（代表）
※自動音声案内「1」→「2」
- 年金受給に関する来訪相談の予約
0570-05-4890（ナビダイヤル）
※050で始まる電話でおかけになる場合
03-6631-7521（一般電話）



4. 税金に関する手続

市税の納付が済んでいない

手続 ① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付する必要がありますので、既に届いている納税通知書で納付をしてください。 納税通知書が手元にない場合及び納税状況が不明な場合はご連絡ください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	債権管理課 本庁1階 ⑩番窓口 ☎ 0263-52-0628

手続 ② 口座振替停止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話で口座振替停止の手続をご案内します。	なし
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	債権管理課 本庁1階 ⑩番窓口 ☎ 0263-52-0628

MEMO

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた・固定資産を持っていた

手続 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、市民税・県民税・森林環境税・固定資産税・都市計画税の納税通知書や還付に関する書類等は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※市民税・県民税・森林環境税は毎年1月1日現在市内に居住している方に対して課税されるため、1月2日以降に亡くなられた場合は納税義務が生じ、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局（P.53）でのお手続きをお願いします。	相当な期間（概ね2ヶ月）
	手続可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続人代表者になる場合】 ☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 戸籍謄本の写し等（相続人であることが分かる書類を求めている場合があります。） 【法定相続人以外の方が相続人代表者になる場合】 ☐ 遺言書の写し等	税務課市民税係 本庁1階 ④番窓口 ☎ 0263-52-0638 税務課資産税係 本庁1階 ⑤番窓口 ☎ 0263-52-0639

MEMO

4. 税金に関する手続

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続 ① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続をしてください。 ※4月1日までに廃車の手続をした場合、以降の軽自動車税は課税されません。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続に来る方の本人確認書類 ☐ 戸籍謄本の写し等（相続人であることが分かる書類を求める場合があります。） ☐ 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課市民税係 本庁 1 階 ④番窓口 ☎ 0263-52-0638

MEMO

手続 ② 相続人への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。 ※125ccを超える自動二輪車は運輸支局、軽四輪・軽三輪自動車は軽自動車検査協会へお問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続に来る方の本人確認書類 ☐ 戸籍謄本の写し等（相続人であることが分かる書類を求める場合があります。） ☐ 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 税務課市民税係 本庁 1 階 ④番窓口 ☎ 0263-52-0638

MEMO

5. 介護保険に関する手続

65歳以上または介護認定を受けていた

手続 被保険者証等の返却

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証、及び各種証書等を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。 	—
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 ☐ 亡くなられた方の各種認定証書類（負担割合証、負担限度額認定証、介護サービス利用助成券等お持ちの場合）	介護保険課 保健福祉センター ⑥番窓口 ☎ 0263-52-0285

介護保険料を納付していた

手続 相続人代表者及び還付口座の届出

手続詳細	期 限
相続人の方の中で代表をお決めいただき、保険料の精算や書類の受取をお願いするものです。 また、被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に振込先の変更ができます。	—
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人であることが分かる書類を求める場合があります。 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	介護保険課 保健福祉センター ⑥番窓口 ☎ 0263-52-0285

6. 高齢者に関する手続

高齢者世帯タクシー利用料金助成券を利用していた

手続 資格喪失届の提出と未使用分の高齢者世帯タクシー利用料金助成券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が塩尻市高齢者世帯タクシー利用料金助成券を利用していた場合、受給資格が喪失となります。未使用分の塩尻市高齢者世帯タクシー利用料金助成券があれば返却となります。	なし
	手続可能な人
	申請者、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の高齢者世帯タクシー利用料金助成券 ☐ 高齢者世帯タクシー利用料金助成券資格喪失届の提出	地域共生推進課 高齢支援係 保健福祉センター ②番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2127）

寝台タクシー利用料金の助成を受けていた

手続 寝台タクシー利用料金助成交付申請書の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が塩尻市寝台タクシー利用料金の助成を受けていた場合、受給資格が喪失となります。交付決定日から亡くなるまでに寝台タクシーを利用していた場合は、塩尻市寝台タクシー利用料金助成交付申請書を記入し、領収書を添付の上、提出してください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	申請者、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 塩尻市寝台タクシー利用料金助成交付申請書	地域共生推進課 高齢支援係 保健福祉センター ②番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2127）

6. 高齢者に関する手続

緊急通報装置レンタル料等助成事業を利用していた

手続 必要書類を提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報装置レンタル料等助成事業補助金を受けていた場合、補助金の交付決定を受けてから亡くなられた月までの月額レンタル料金及び撤去費用に対する補助金を代表相続人に交付するため、必要書類を提出していただきます。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 代表相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 実績報告書 ☐ 請求書 ☐ 相続人の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等 ※交付決定額から増額した場合は、変更交付申請書の提出が必要です。	地域共生推進課 高齢支援係 保健福祉センター ②番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2127）

MEMO

配食見守りサービスを利用していた

手続 サービス利用の中止手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が配食見守りサービスを利用していた場合、利用中止手続が必要です。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護保険課介護相談係 保健福祉センター ⑥番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

介護用品券を受給していた

手続 未使用の介護用品券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が介護用品券を受給していた場合、未使用分の介護用品券を返却してください。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の塩尻市介護用品券	介護保険課介護相談係 保健福祉センター ⑥番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

6. 高齢者に関する手続

はいかい探索機器を市から借りていた

手続 探索機器の返却

手続詳細	期 限
市からははいかい探索機器を借りていた場合、サービス利用辞退届を提出し、借りていた機器を返却してください。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 借りていた探索機器一式	介護保険課介護相談係 保健福祉センター ⑥番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

訪問理美容利用券を使ってサービスを受けていた

手続 未使用の訪問理美容利用券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が訪問理美容利用券を支給されていた場合、未使用分の利用券を返却してください。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の訪問理美容利用券	介護保険課介護相談係 保健福祉センター ⑥番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2133)

MEMO

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

7. 福祉（障がい）に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター ④番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2116)

家族に療育手帳または身体障害者手帳を交付されている人がおり、 保護者欄に亡くなられた方が記載されている場合

手続 記載事項変更届

手続詳細	期 限
療育手帳または身体障害者手帳（身体障害者手帳保持者が15歳未満の場合）の保護者欄を削除するか、保護者の変更をします。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ お持ちの療育手帳または身体障害者手帳	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター ④番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2115)

障害児福祉手当を受給していた

手続

障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払手当支給請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 扶養義務者の印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、扶養義務者の振込口座の分かるもの	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

特別障害者手当を受給していた

手続

特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払手当支給請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

7. 福祉（障がい）に関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当受給者死亡・未払手当請求書の提出、認定請求書の提出

手続詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。 配偶者等の新規申請が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	配偶者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、手当の支給対象児童の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者と支給対象児童の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ☐ 受給者と同居親族の印鑑	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者の印鑑	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を破棄してください。	手続可能な人 なし
必要なもの	問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター④番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2116)

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 必要書類の提出

手続詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が 亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人 年金を受給する方または、 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書（原本） ☐ 亡くなられた方の住民票除票または死亡の記載のある戸籍謄本 もしくは除籍謄本 ☐ 加入証書、口数追加加入証書（2口加入の場合） ☐ 年金を受給する方の住民票または戸籍謄本 ☐ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの ☐ 手続可能な人の印鑑	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター④番窓口 ☎ 0263-52-0280 (内線 2116)

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続 必要書類の提出

手続詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の請求及び、資格停止の手続が必要です。	受給予定者が 亡くなられた日から3年以内
	手続可能な人
	年金加入者または、 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票または死亡の記載のある戸籍謄本 もしくは除籍謄本 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票または戸籍謄本 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの ☐ 加入証書、口数追加加入証書（2口加入の場合） ☐ 手続可能な人の印鑑	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター ④番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 必要書類の提出

手続詳細	期 限
年金の受給をしていた方が亡くなられた場合、資格停止の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票または死亡の記載のある戸籍謄本 もしくは除籍謄本 ☐ 手続可能な人の印鑑	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター ④番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

7. 福祉（障がい）に関する手続

福祉医療費受給者証を交付されていた（障がい）

手続 福祉医療費受給者証の返却及び、代表相続人口座届出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費給付金を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の福祉医療費受給者証 ☐ 相続人の振込口座の分かるもの	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

障害者タクシー利用料金助成券を利用していた

手続 未使用分の障害者タクシー利用料金助成券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害者タクシー利用料金助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の障害者タクシー利用料金助成券があれば返却となります。	なし
	手続可能な人
	申請者、親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の塩尻市障害者タクシー利用料金助成券 ☐ 障害者タクシー利用料金助成券資格喪失届の提出	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター ④番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2115）

障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または破棄

手続詳細	期 限
児童通所給付を受給していた方（保護者）が亡くなられた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証は破棄してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証（保護者死亡の場合のみ）	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター④番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2115）

障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証は破棄してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	福祉支援課障がい福祉係 保健福祉センター④番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 2116）

8. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続 名義変更または閉栓手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続可能な人 相続人または親族が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道お客さまセンター 総合文化センター ④番窓口 ☎ 0263-52-0863

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者変更の手続が必要です。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 10日以内
	手続可能な人 相続人または親族が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 下水道事業受益者変更申告書（様式第8号）	下水道課下水道係 本庁2階 ①番窓口 ☎ 0263-52-0869

9. 市営住宅に関する手続

名義人が亡くなり同居人が引き続き居住する

手続 承継手続

手続詳細	期 限
名義人を変更する手続を行います。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 同居人（同一住所の方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書等 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 完納証明書	長野県住宅供給公社 塩尻管理センター 総合文化センター ③番窓口 ☎ 0263-87-7420

名義人以外の方が亡くなり世帯員が引き続き居住する

手続 異動手続

手続詳細	期 限
世帯員変更のお手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 同居人（同一住所の方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 世帯全員の住民票	長野県住宅供給公社 塩尻管理センター 総合文化センター ③番窓口 ☎ 0263-87-7420

9. 市営住宅に関する手続

退去する

手続 退去手続（ひとり世帯または世帯全員転居する場合）

手続詳細	期 限
亡くなられた方がひとり世帯だった場合または同居人の方が全員転居される場合は退去の手続が必要になります。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族または同居人 (同一住所の方)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書等 ☐ 手続される方と亡くなられた方の関係性が分かる書類 (戸籍謄本等) ☐ 手続される方の通帳	長野県住宅供給公社 塩尻管理センター 総合文化センター ③番窓口 ☎ 0263-87-7420

MEMO

10. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続① 受給者変更手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求及び配偶者等の新規申請が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 健康保険証等 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 児童を監護する方の印鑑 ☐ 本人確認書類 ☐ 児童名義の通帳またはキャッシュカード	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

手続② 減額または資格喪失の手続

手続詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、減額または資格喪失の手続が必要となります。	原則、児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

10. 子どもに関する手続

児童扶養手当を受給していた

手続① 受給者死亡の届出（受給者が亡くなられた場合）

手続詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。	14 日以内
	手続可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続を行う人の本人確認書類 ☐ 手続を行う人の印鑑	こども未来課こども未来 応援係 総合文化センター ⑦番窓口 ☎ 0263-52-7313

手続② 減額または資格喪失の手続、証書の返却（対象児童が亡くなられた場合）

手続詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、減額または資格喪失の手続が必要となります。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書	こども未来課こども未来 応援係 総合文化センター ⑦番窓口 ☎ 0263-52-7313

福祉医療費受給者証を交付されていた（子ども）

手続 受給者証の返却

手続詳細	期 限
福祉医療費受給者証を交付されていた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって喪失となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉医療費受給者証	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684

福祉医療費受給者証を交付されていた（ひとり親）

手続 受給者証の返却

手続詳細	期 限
福祉医療費受給者証を交付されていた方が亡くなった場合、受給者証は死亡日をもって喪失となりますので、返却または破棄してください。	なし
【保護者が亡くなった場合】 児童は新たに申請が必要です。	手続可能な人
	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者
	【保護者が亡くなった場合】 親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉医療費受給者証	福祉支援課福祉給付係 保健福祉センター ③番窓口 ☎ 0263-52-0684
【保護者が亡くなった場合】 ☐ 相続人の振込口座の分かるもの	

10. 子どもに関する手続

養育医療券を交付されていた

手続詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、医療券は死亡日をもって失効となりますので、破棄してください。	なし
	手続可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	健康づくり課健康推進係 保健福祉センター ⑦番窓 ☎ 0263-52-0854

MEMO

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

11. その他の手続

クリーンセンターへのごみの搬入

手続詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターに提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が塩尻市外の場合は搬入できません。	なし
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	生活環境課廃棄物対策係 本庁1階 ⑧番窓口 ☎ 0263-52-0679

道路、水路用地等を占用していた

手続 占用許可の廃止または変更手続

手続詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は地位継承の手続をしてください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 継承を受ける方等
必要なもの	問い合わせ先
【道路、水路占用の廃止】 ☐ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更（相続される場合）】 ☐ 地位継承届出書及び、表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課総務管理係 本庁2階 ⑥番窓口 ☎ 0263-52-0280 （内線 1252）

11. その他の手続

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続 し尿くみ取り取消（変更）申請

手続詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族または関係者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ し尿汲み取り変更届書	生活環境課廃棄物対策係 本庁1階 ⑧番窓口 ☎ 0263-52-0679

東山霊園聖地の使用者だった

手続 霊園使用者の承継手続

手続詳細	期 限
東山霊園聖地の使用者が亡くなられたときは、霊園の使用者を引き継ぐ、「承継」の手続が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	原則として二親等以内の親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 塩尻市霊園使用許可証 ☐ 亡くなられた方と承継者の続柄が分かる書類（戸籍謄本または戸籍抄本／写し可） ☐ 塩尻市外の方が承継される場合は、承継される方の、本籍記載の住民票（写し可）	生活環境課環境係 本庁1階 ⑧番窓口 ☎ 0263-52-0744



犬の飼い主だった

手続 飼い主の変更手続

手続詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられたときは、犬の登録事項の変更が必要です。 新しい飼い主が市内在住の場合は、犬の登録事項変更届を生活環境課へ提出してください。 新しい飼い主が市外在住の場合は、塩尻市の鑑札をお持ちの上、新しい飼い主がお住いの市区町村へ届出してください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族または関係者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	生活環境課環境係 本庁1階 ⑧番窓口 ☎ 0263-52-0744

農地を所有していた

手続 農地の相続手続

手続詳細	期 限
農地を相続した方がのみが対象で、法務局へ相続登記が完了した後に、農地の相続届を農業委員会事務局へ提出してください。	法務局での相続手続完了後、できるだけ速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書	農業委員会事務局 本庁2階 ⑨番窓口 ☎ 0263-52-0810

11. その他の手続

山林を所有していた

手続 山林の相続手続

手続詳細	期 限
山林を相続した方のみが対象で、法務局へ相続登記が完了した後に、耕地林務課林業振興係へお越しください。	法務局での相続手続完了後、できるだけ速やかに (所有者となった日から 90 日以内)
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書（森林の土地の所有者届出書） ☐ その土地の登記事項証明書等権利を取得したことが分かる書類の写し	耕地林務課林業振興係 本庁 2 階 ⑦ 番窓口 ☎ 0263-52-0824

MEMO

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 (54 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(57 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (58 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (57 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等	○相続税の申告・納付 (58 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

塩尻市で必要な手続については7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

委任状（おくやみサポートコーナー用）

令和 年 月 日（作成日）

塩尻市長あて

・個人情報を守るため、委任行為の確認と窓口での本人確認を厳格にさせていただいています。

・委任状は委任者本人がすべて記入してください。代理人が記入する箇所はございません。

委任者 (本人)	住 所			
	氏 名	署名または 記名・押印 シャチハタ 不可	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日 生
	電話番号	(昼間連絡の つくところ)		
代理人	住 所			
	氏 名		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日 生

私（委任者）は、上記の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

委任する内容

※必ず何を委任するか記入してください。未記入の場合は交付できません。
() の部分は対象者の氏名を記入してください。

①（故人） さんの死亡に伴う下記の事項に関する一切の権限

- ☐ 住民票の写し（除票）の交付申請及び受領に関する一切の権限
- ☐ 戸籍証明書（戸籍全部事項証明書、除籍謄本等）、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限

② 委任者について下記の事項に関する一切の権限

- ☐ 住民票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限
- ☐ 戸籍証明書（戸籍全部事項証明書、除籍謄本等）、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限
- ☐ 世帯主変更の異動手続きに関する一切の権限

※戸籍証明に関して委任する場合、下記もご記入ください。

取得を委任する 戸籍の本籍地	塩尻市 本籍地が塩尻市でない場合は交付できません。 また、記入いただいた地番に誤りがある場合は交付できません。
筆頭者	

注意事項

- 1 内容が白紙の状態のものは委任状として効力を有しません。窓口で代理人が記入することは認められませんので、全て委任者了承のもと、あらかじめ委任状を作成の上申請してください。
- 2 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条・161条により罰せられます。
- 3 「塩尻市住民票の写し等の代理人交付に関する要綱」に基づき、交付された証明書の事実及び内容を委任者に通知します。

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

MEMO

※令和6年3月1日から以下のことができるようになりました。

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

ここが便利に！
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは
コセキツネ!



令和6年3月1日から、戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口でも取れるようになるんだ! さらに、一か所の市区町村の窓口にとっても便利になるんだね!



そんなことないよ!



広域交付始まるの巻

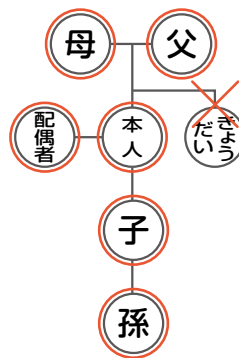


相続の手続をしたいけど、本籍地が全国各地にあるから戸籍証明書を集めるのが大変だなあ...



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません。)
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



本人の戸籍証明書等だけでなく、夫又は妻(配偶者)・父母、祖父母など(直系尊属)・子、孫など(直系卑属)の戸籍証明書等も請求できるよ!



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

最寄りの窓口で
取れたよ!



これで相続登記も
ばっちりだね!

なるほど! /



きょうだいの戸籍証明書等は請求
できないから気をつけてね!



ほかにも
便利な制度が
始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP



空き家の今後について

「空き家を相続したけど、何から手を付ければいいのか」

「空き家を手放したいけど、どこに相談すればいいのか」など、空き家について分からないことはたくさんあると思います。塩尻市では、そのような場合のサポート制度を充実させています。一つ一つ整理してはいかがでしょう。

1 家族で話し合い、現状の把握、そして適切な管理を行いましょう！

☑家族みんなで空き家の今後を考えましょう！

・空き家を持続するのか、新たな方に託すのかをしっかりと話し合いましょう。

☑相続登記を済ませましょう！

・相続登記の申請が義務化されました。長野県地方法務局松本支局か長野県司法書士会へご相談ください。

☑適正な管理を行いましょう！

・空き家を持続する場合も、手放す場合も、周りの方の迷惑にならないように適切な管理を行いましょう。

☑家の中や家の外を整理しましょう！

・家具や家財などを少しずつ整理し、自分で運べる場合は、塩尻クリーンセンターを活用しましょう。

2 空き家の利活用に関して市のサポート制度があります！

★空き家・空き地バンク制度について

・手放したいと思っている空き家等の情報を市や県のホームページ上に掲載し、全国各地から希望者を募ります。所有者と希望者が合意すればマッチング成功となります。



空き家・空き地バンク二次元コード

★塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金（空き家補助金）について

・次の3つのメニューがあります。様々な条件等ありますので、必ず事前にご相談ください。

①整備事業（上限10万円） ②改修事業（上限50万円） ③解体事業（上限50万円）

※いずれも補助率は1/2です。



補助金二次元コード

★空き家の利活用に関するワンストップ相談窓口の設置について

・塩尻市では、空き家の利活用に関する業務を「空き家コーディネーター」が在籍する（株）しおじり街元気カンパニーに委託し、ワンストップ相談窓口を設置しています。
小さなお困りごとでも、気兼ねなくご相談ください。

〈利活用に関するワンストップ相談窓口〉

〈空き家・空き地バンク、空き家補助金申請窓口〉

「塩尻市・空き家利活用業務委託先」

（株）しおじり街元気カンパニー

☎ 0263-88-8530

✉ iju.teiju@shiojiri-genki.com

塩尻市大門一番町12番2号

市民交流センター（えんぱーく）4階 405号室



空き家対策全般に関する市の担当課

塩尻市建設部建築住宅課 ☎0263-52-0280（内線1291、1292）

少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

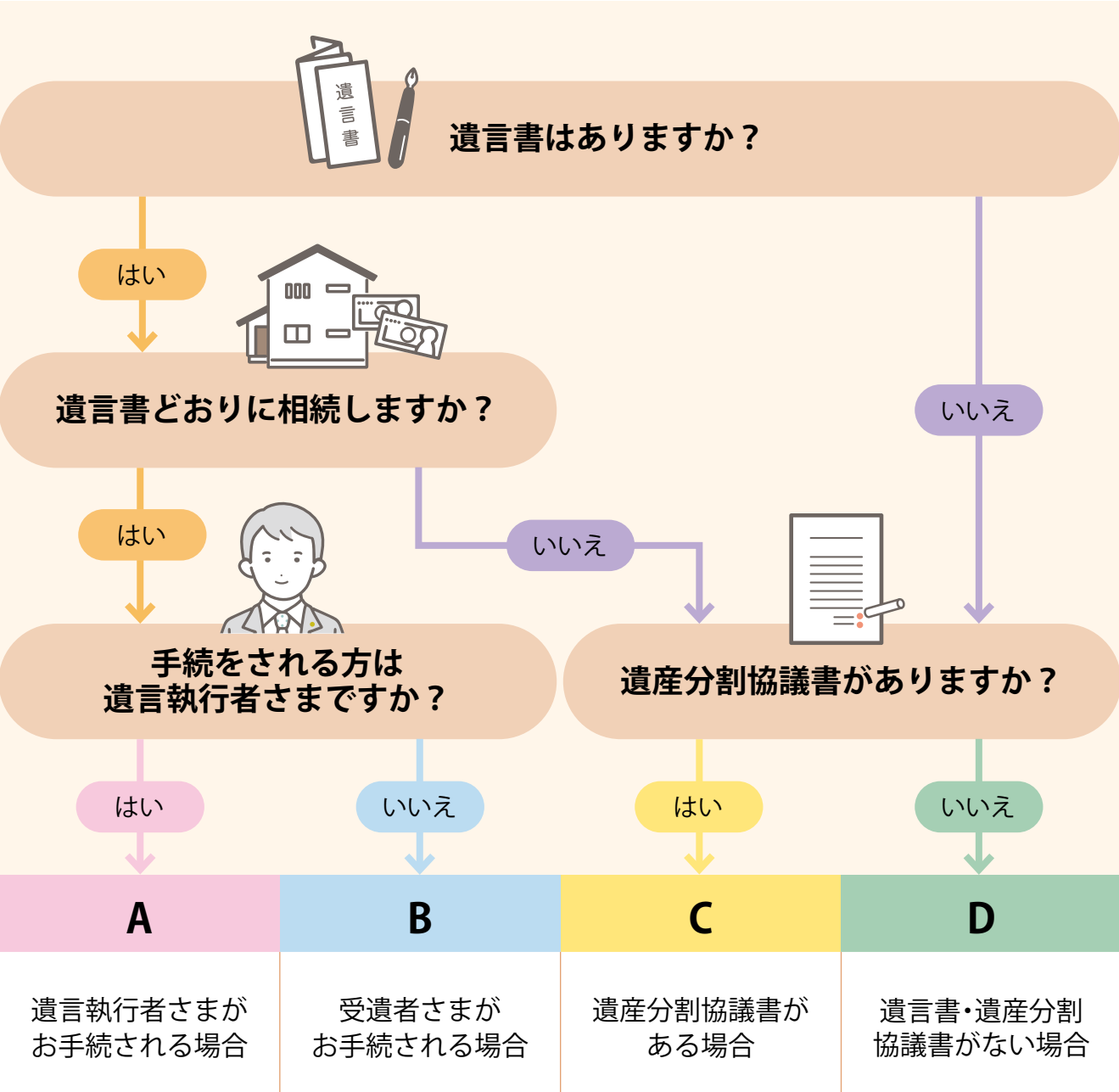
該当事項	☒	主な手続	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続	塩尻警察署 ☎ 0263-54-0110 中南信運転免許センター ☎ 0263-53-6611
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する保健福祉事務所（保健所）へお問い合わせください。	松本保健所 （松本保健福祉事務所） ☎ 0263-40-1938
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 松本税務署 ☎ 0263-32-2790
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記等	長野地方法務局松本支局 ☎ 0263-32-2567

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

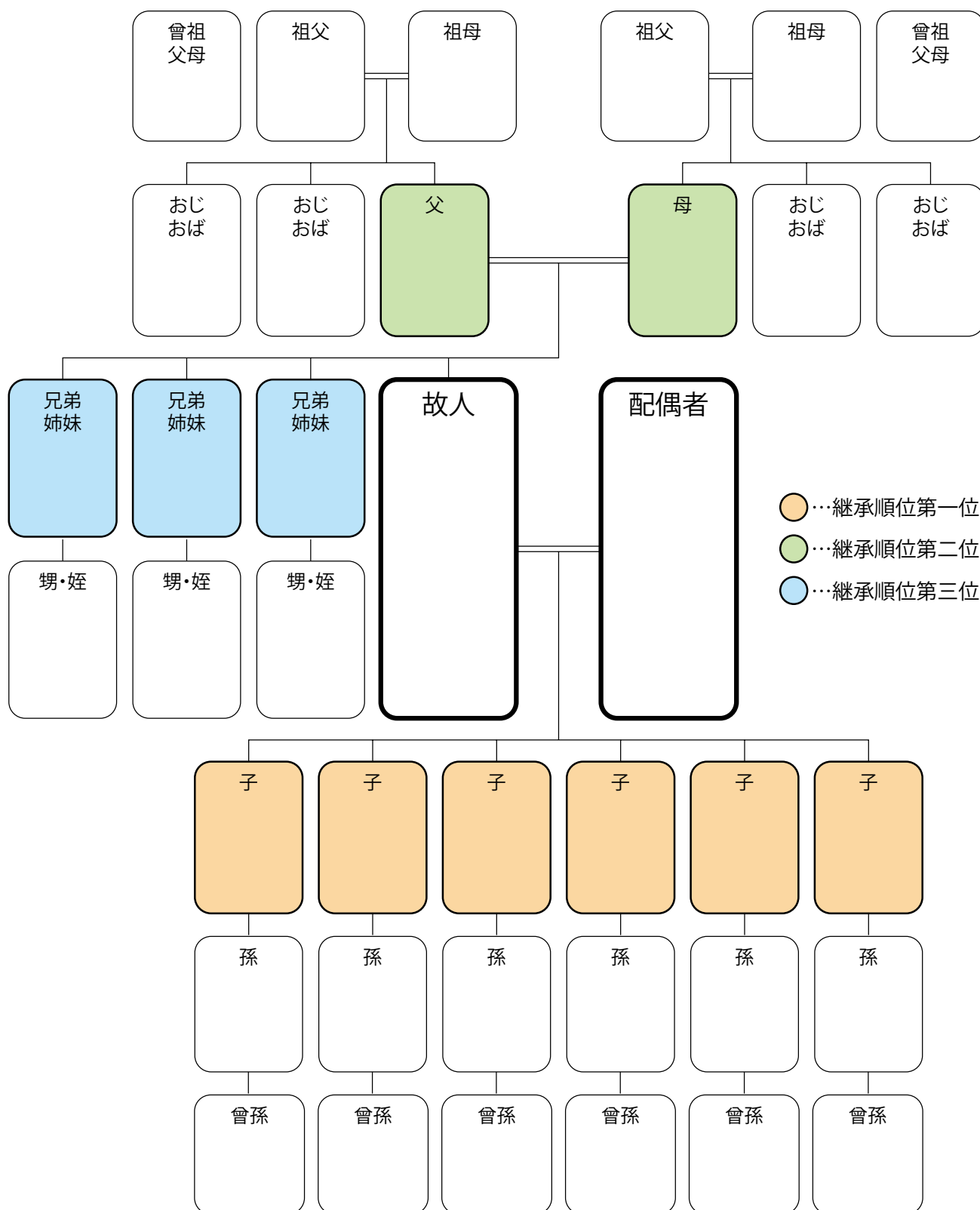
チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続

委任状

市役所外の主な手続

相続について

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

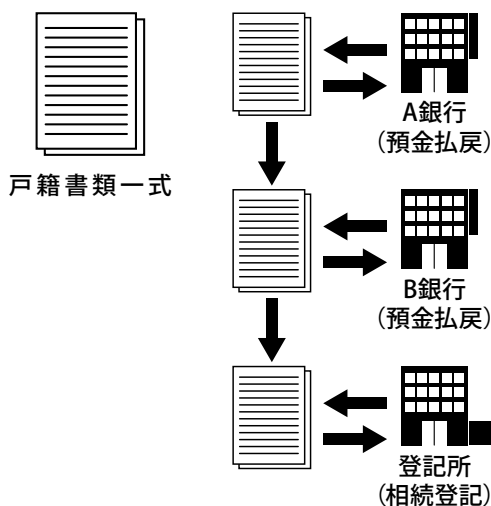
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

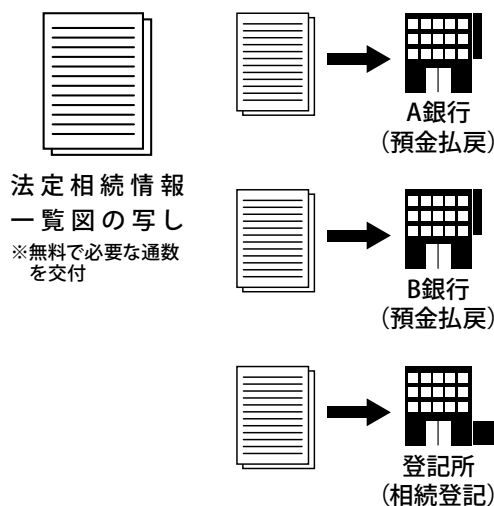
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

めんどろで複雑な相続問題 小林毅法律事務所が解決をサポート！

遺産分割

遺言執行

相続放棄

相続に関して
このようなことでお困りの方、
まずは**お気軽に**
ご相談ください

- ☑ 初めての相続でいろいろと分からない
- ☑ 遺言書が見つかったけれどどうしたらいいか分からない
- ☑ 相続のことで家族と話し合いにならない
- ☑ どこにいるのか分からない相続人がいる
- ☑ 遺産はいらないので放棄したい など

小林毅法律事務所 ☎0263-87-7870

弁護士 小林 毅（長野県弁護士会所属）

長野県塩尻市宗賀 71-505
タクトビル 2 階南

電話受付 9:00～17:00（土日祝を除く）

※時間外でも対応しますのでご相談ください
（要事前予約）



<https://www.kobayashi-lo.com/>

小林毅法律事務所 | 検索

相続問題解決サポート
<https://souzoku-k-law.com/>



塩尻市の
解体に関するお悩み
解消致します

空き家
解体

倉庫等
解体

別荘解体

樹木伐採
抜根

家屋解体 別荘・倉庫・ 工場解体

大切な土地を次へのステップへとつなぐお手伝い！

- ☑安全、安心の解体工事
- ☑良心的な値段と丁寧な対応説明



株式会社逸見解体

長野県松本市中山1196 ☎info@henmikaitai.com
FAX: 0263-50-4421 8時～17時（日曜・祝日休み）

長野県知事許可（般-5）第 26775 号 産業廃棄物収集運搬許可 2008237060 石綿含有建材調査者 2 名 長野県 SDGs 推進企業登録

お気軽にお問い合わせください。

☎0263-50-4418



<https://henmi-kaitai.com/>

松本市解体 逸見解体 | 検索

無料相談

塩尻市の方

無料査定

秘密厳守

買取物件
募集中

土地・ 空き家の お悩み 解決します！

不動産・空き家のお悩み
お気軽にご相談下さい。

土地・空き家をお持ちの方、一緒に考えてみませんか？
お気軽にご相談下さい。

空き家の魅力を高めるためのアドバイスや企画の提案、相続の手続きや空き家の処分についての相談会を行います。その他「空き家を所有する方々」と「空き家を希望する方々」とのマッチングに向けての支援についてもご紹介します。

カナデリー不動産(株) TEL. 0263-37-1355

長野県松本市大手 2 丁目 5 番 1 号モモセビル2F

営業時間:8:30~19:00

FAX:0263-37-1356

長野県知事免許(3)第5288号

URL: <https://kanadery.jp>

カナデリー不動産

検索



相続税に関するご相談は
林 秀行税理士・行政書士事務所へ



- 遺産分割協議書の作成
- 相続税の相談、申告書の作成
- 相続した空き家の譲渡特例の相談

など、相続に係る税金分野のご相談をトータルでサポートいたします。



**林 秀行税理士・
行政書士事務所**

塩尻市大門一番町8-1 ラ・リジエール大門B

MAIL: hayashi@k-h-tax.com

U R L: <https://hayashi-zeirishi-gyosei.com/>

TEL 0263-31-5173

MOBILE 090-2550-9337

営業時間 9:00 ~ 17:00 ※土日休み

HPは
こちらから



相続・遺言・不動産登記
商業登記・成年後見・裁判業務

司法書士 松田法務事務所

松本市今井1251-2 **0263-50-3567**

- ★生前の想いを
残しておきたい…
- ★被相続人の預貯金を
解約をしたい…
- ★遺産分割協議が
まとまらない…



- ★相続による土地・建物の
名義変更をしたい…
- ★被相続人の財産や借金
について調べたい…
- ★相続放棄したい…etc.



まずはお気軽にお電話ください！

ご相談料は初回無料です！

土日・夜間のご相談も対応可（要予約）！ 司法書士・行政書士 **松田 裕成**

不動産のことなら株式会社サンワ

査定無料・秘密厳守で不動産売却のご相談、不動産取引に対応致します。

不動産のご売却

不動産の賃貸

中古住宅の販売

土地の買取

土地の提供

貸家、アパート・マンション

不動産、土地のことならサンワにおまかせ下さい

いろいろな方向から多方面に考え、いつもお客様の立場に立ち、お客様の視点で真剣に土地探し、不動産売却と言った幅広い不動産取引を提供させていただきます。

地元不動産業者だからこその強みで**細かなフォロー**をお約束します。

株式会社サンワ

〒399-0705
長野県塩尻市広丘堅石 2146 番地 664-2

お問い合わせ

☎ 0263-31-3222

営業時間 9:30 ~ 18:00

FAX 0263-31-0444

<https://kabu-sanwa.com>

info@kabu-sanwa.jp

＼HPはこちら／



許認可番号：長野県知事（3）第 5207 号

相続登記

令和6年4月1日から不動産登記のルールが変わり
相続発生から3年以内に相続登記をすることが義務になりました。
新しいルールや相続に関するお悩み解決のお手伝いをします。

**無料
相談
実施中!**

相続手続 遺言作成 生前贈与 etc...

お気軽にご相談ください!



川上司法書士・行政書士事務所

司法書士・行政書士 川上真吾

長野県松本市村井町南一丁目31番17号 宮澤ビル2F
(国道19号 村井交差点すぐ)

ホームページからのお問い合わせはこちらから

<https://kawakami-office.net/>



☎ 0263-85-3268

営業時間／平日9:00~19:00

相続でのお悩み 三澤会計グループで解決しませか？

ご契約までのご相談は無料です。

こんなお悩みはありませんか？

- ☒ 相続手続きは何からはじめたらいいの
- ☒ 遺産はどうやって分けたらいいの
- ☒ 不動産や預金の名義変更はどうするの
- ☒ 相続税はどれくらいかかるの

「三澤会計グループが選ばれる理由」

- ①相続に強い税理士法人
- ②相続専門チーム
- ③名義変更など諸手続にも対応
- ④わかりやすい料金体系
- ⑤専門家ネットワーク
- ⑥アフターフォロー



税理士法人 三澤会計

関東甲信越税理士会諏訪支部所属



みさわ行政書士法人

お問い合わせは、こちらにお電話ください。

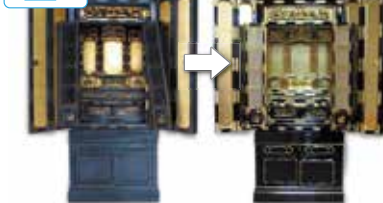
ミサワで苦勞なし
 0120-330-974



諏訪市高島三丁目1201番地90

～太田屋が提供する商品・サービスのご案内～

お葬式のあとのご供養に寄り添います

 お位牌の購入  白木の位牌は「仮の位牌」です。四十九日を目安に本位牌をご準備して下さい。当社では多数の位牌を展示しています。	 お仏壇の購入  お仏壇は、ご先祖様への感謝と敬意を伝えるための大切なもの。モダン型や伝統型のお仏壇を多数展示しています。	 お仏壇の洗濯  お仏壇のヤニやススなどの汚れを洗剤で落す泡洗浄や、本格的な修理・修復なども承っています。
 お墓の建立・改修  新規にお墓を建てたい方、または今あるお墓の修理や移動、新しいものに交換したいなどご相談承っています。	 墓じまい  お墓の維持・管理が難しいとお考えの方。お墓からご遺骨を取り出し、墓石を解体し、更地に戻すこともできます。	 お墓の戒名彫り  故人の戒名(法名)を墓石または墓誌に彫刻することです。四十九日や納骨式までに彫るのが一つの目安です。
 粉骨供養  粉骨とは、ご遺骨をパウダー状に細かくすることで、散骨や自宅供養など多様な供養への対応が可能となります。	 海洋散骨  故人のご遺骨をパウダー状に粉骨して自然に還す埋葬方法です。全国各地の散骨ポイントからお選びいただけます。	 手元供養  写真立て・ミニ骨壺・遺骨ペンダントに遺骨の全部または一部を残し、身近で供養する新しい方法です。
 服・着物のリメイク  ぬいぐるみサイズになってよみがえるあの頃の思い出。故人様が愛用していた服をリメイクいたします。	 永代供養  様々な理由でお墓参りに行けない遺族に代わって、霊園や寺院にご遺骨を管理・供養してくれる埋葬方法です。	 カタログギフト  香典返しやご法事などのお返しに…。様々なシーンでご利用いただける感謝を込めた贈り物。

「専門店」だから安心! 供養に関するご相談は太田屋におまかせ下さい。

松本本店

松本市島立965-1

【営業時間】AM9:30～PM6:00

【定休日】毎週水曜日、年末年始

 **0120-267-163**



Google Maps
(松本合同庁舎前)



お仏壇と墓石の
太田屋

岡谷本町店

岡谷市本町3-10-1

【営業時間】AM9:30～PM6:00

【定休日】年末年始

 **0120-267-161**



Google Maps
(岡谷郵便局すぐ側)



税理士・行政書士
北原正明

● 相続手続き ● 相続税申告 ● 遺言作成

塩尻市で相続に関するご相談は
私たち「成迫会計グループ」に
おまかせください！

相続に関して
こんなお悩みは
ありませんか？

- 相続が発生したが何から手をつけて良いかわからない
- 相続税申告が必要かどうかわからない
- 預貯金や株券などの名義変更・解約をしたい
- 不動産の名義変更をしたい ※提携司法書士有
- 相続の手続きをする時間がない



成迫会計グループが皆様に選ばれる4つの理由

- ✓ 初回無料相談（60分）土日時間外の相談対応可
- ✓ 安心の事前見積提示
- ✓ 年間初回相談件数 386 件 2024 年度実績
- ✓ 相続専門チームが相続税申告を安心サポート！

相続コーディネーターが丁寧に説明をさせていただきます。

ちょっとしたご質問、ご相談もお気軽にお問い合わせください。

「初回相談」及び「事前見積」は無料にて実施しております。

相続に関するご相談は成迫会計グループへ、ぜひ一度お問い合わせください。

税理士法人 成迫会計事務所 成迫行政書士法人

〒390-0817
長野県松本市巾上 9 番 9 号

成迫会計事務所

検索

<https://www.narusako.co.jp>



相続手続き支援センター

〒390-0816 長野県松本市中条 1 番 14 号

お問い合わせ

（受付時間/月曜日～金曜日 AM8:30～17:30）

☎ 0120-973-713

相続手続き支援センター松本

検索

<https://www.souzoku-shinsyu.com>



本誌ご持参で、弊社オリジナルエンディングノートを贈呈いたします。

送る葬儀に心を込めて。創業60年の安心。

JA 松本ハイランド塩尻くらしの相談センター指定

JA 洗馬指定

塩尻造花グループ **しおじり会館**



会館使用料はどなた様でも無料です。
宗教、宗派問わずにご利用いただけます。

御遺体安置・御通夜からご葬儀まで
一貫して執り行えます
安置料・会館使用料はすべて無料です



自社製作ですので安価で
ご要望に応じた祭壇を製作いたします



明朗会計で安心 入会金・月々の積立金などは一切必要ありません

事前相談・施設からの搬送・御葬儀の受付は
365日・24時間受付

☎0263-51-5772


(有) 塩尻造花
<http://siojirizoka.com>



▲HPはこちら

しおじり会館

〒399-0705 塩尻市大字広丘堅石 2145-142

<https://siojiri-kaikan.com>



◆塩尻インターから 車で約10分

◆塩尻駅から 車で約10分

発 行	塩尻市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2025 年 8 月